

熊本県税災害減免条例の改正について（平成31年2月議会）

今回改正した熊本県税災害減免条例の主な改正内容は以下のとおりです。

熊本地震による代替不動産に対して課する不動産取得税の減免に係る特例（被災代替不動産の取得期限の延長）の創設

①概要

平成28年熊本地震により不動産に甚大な被害を受け、その不動産に代わるものとして取得された代替不動産に係る不動産取得税の災害減免に係る取得期限を、これまでの「被害を受けた日から3年以内」から「平成33年3月31日まで」とし、約2年間延長する特例措置を設けることとしました。

不動産取得税	○被害を受けた不動産の代替不動産の取得に係る不動産取得税 ○被害を受けた不動産に係る不動産取得税のうち被災時点で納期限が到来していないもの	○不動産に1/2を超える被害があった場合で、被害を受けた日から平成33年3月31日までに代替りの不動産を取得した場合 ⇒ 代替りの不動産の税額から被害不動産の被害部分に相当する税額を軽減 ○不動産に1/2を超える被害があった場合で、被害を受けた日が納期限以前の場合 ⇒ 被害不動産の税額から、被害部分に相当する税額を軽減	①災害減免申請書（押印が必要） ②「り災証明書」又は「被災証明書」（市町村長又は所管官公署長発行） ③保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類 ④損害（金額）やその内訳等が確認できる書類
---------------	--	---	---

②施行日

平成31年（2019年）3月22日